施設管理システム設計・開発業務　公募型企画提案実施要領

この要領は、愛知芸術文化センター施設管理システムの設計・開発業務を委託するに当たり企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

１．　導入の目的

施設管理システムは、愛知県芸術劇場、愛知県美術館展示室及び愛知県文化情報センター催事室の貸館業務(※)に利用されている。このたび現行システムのサポートが切れることから、次期システムの構築、データ移行を行い、2026 年 4 月 1 日から新システムを本格運用することを目的とする。

（※）予約管理、料金計算、請求収納処理、利用許可書、請求書、領収書等の帳票の発行等

施設の利用に係る貸館サービスの向上、施設予約管理業務の効率化による職員負担の軽減及び維持管理費用の軽減を図るため、ASP または SaaS 方式により、カスタマイズを必要としない機能を有するパッケージソフトの導入を行うこと方針としている。

２．提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する者から下記業務に関する企画提案を受け、「施設管理システム設計・開発業務企画提案書審査会」（以下「審査会」という。）において審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を落札候補者と決定する。

契約については、落札候補者と提案の内容について協議調整を行った上、合意が得られた者と締結する。

３．業務の内容等

(1) 業務名

施設管理システム設計・開発業務

(2) 契約期間

契約締結の日から 2026 年３月 31 日まで

(3) 内容

別紙「施設管理システム設計・開発業務 仕様書」のとおり

(4) 契約金額

金 11,000,000 円を上限とする（消費税及び地方消費税額を含む)。

なお、契約保証金は、愛知県財務規則第 129 条の２に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。

ただし、同規則第 129 条の３第３号に該当する場合は、契約保証金を免除とする。

４．企画提案参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定するものに該当しない者であること。

(2) 企画提案書の募集開始日から提出期限までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 企画提案書の募集開始日から提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(4) 企画提案書の提出期限において、愛知県入札参加資格者名簿（令和６年４月から令和８年３月）の大分類「３役務の提供」のうち中分類「08 コンピュータサービス」に登録されている者であること。

(5) 過去５年間に、公立文化施設において提案した内容と同等の機能をもつパッケージソフトの導入実績があること。

５．参考資料等

公募型企画提案への参加判断に資するための参考資料は以下のとおりである。

(1) 関係規程

「愛知芸術文化センター条例」

「愛知芸術文化センターの使用料の細目料金」

※上記関係規程は「愛知県法規集」に収録

ＵＲＬ：https://en3-jg.d1-law.com/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi

(2) 愛知県芸術劇場

「愛知県芸術劇場利用の御案内」

ＵＲＬ：https://www.aac.pref.aichi.jp/rent/pdf/theater_annai.pdf

(3) 愛知県文化情報センター催事室

「愛知県文化情報センター催事室＜アートスペース＞利用のご案内」

【講演会・会議等の利用】

ＵＲＬ：https://www.aac.pref.aichi.jp/rent/pdf/annai1.pdf

【展示利用】

ＵＲＬ：https://www.aac.pref.aichi.jp/rent/pdf/annai2.pdf

(4) 愛知県美術館展示室

「愛知県美術館ギャラリー利用者の手引き」

ＵＲＬ：https://www.aac.pref.aichi.jp/rent/pdf/gallery-tebiki.pdf

６．応募方法等

参加希望者は、次の書類を作成し、持参、郵送（配達証明に限る）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る）により提出すること。

(1) 企画提案書等の提出

ア　提出書類

(ｱ) 誓約書（様式１）

(ｲ) 企画提案書

※別紙１「企画提案書の作成方法」を参照すること。

(ｳ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式２）

※該当する取組がある場合は、証明書類を添付して提出すること。

イ　提出部数

印刷物８部（原本１部、写し７部）及び電子データ（ＣＤ－Ｒ等）

ウ　提出期限

令和７年５月９日（金）午後５時まで（必着）

エ　提出場所

〒461-8525　名古屋市東区東桜一丁目 13 番２号

愛知芸術文化センター７階　管理部管理課（担当：大坂）

(2) 応募に関する問合せ先

企画提案書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し提出すること。

ア　質問

質問は「質問書」（様式３）によるものとする。

(ｱ) 受付期間

令和７年４月 14 日（月）から令和７年４月 25 日（金）午後５時まで（必着）

(ｲ) 提出方法

愛知芸術文化センターあてに電子メールにて提出する。

送信先：geibun-c@pref.aichi.lg.jp

件　名：施設管理システム設計・開発業務質問

イ　回答

令和７年５月２日（金）までに、愛知芸術文化センターホームページの「愛知芸術文化センターからのお知らせ」に掲載する。

※愛知芸術文化センターホームページＵＲＬ

https://www.aac.pref.aichi.jp/

ウ　その他

質問受付期間以外は、質問を受付けない。

提出書類は、返却しない。

７．企画提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出のあった企画提案書を基に提案者がプレゼンテーションを行い、審査会が審査基準（別紙４）に基づいて審査を行い、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定する。

※プレゼンテーションの日時及び会場は、後日通知する。

※プレゼンテーションは、１者 30 分程度（説明 20 分、質疑応答 10 分）とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(3) 契約

選定した契約候補者と、契約内容及び契約金額について協議・調整の上、双方合意に至った場合、契約を締結する。

契約候補者との調整が不調に終わった場合は、次点の者と協議・調整する。

(4) その他

審査会は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

８．スケジュール（予定）

令和７年４月 25 日（金）	質問書受付期限
令和７年５月９日（金）	企画提案書提出期限
令和７年５月下旬	審査会の開催、契約候補者の決定
令和７年６月上旬	委託契約締結

９．その他

(1) 企画提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 企画提案書の提出は、１者１案とする。

(3) 本案件において、愛知県から提供を受けた文書並びに知り得たことについて、本提案以外の目的に使用してはならない。

(4) 提出資料に係る個人情報は、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

(5) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出する。